イ　昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造が次に掲げる基準に適合するものとすること。

(1)　吹抜きに面した部分又は建築物の外に面する部分であること。

(2)　建築物の床（その上部が吹抜きとなっている部分の床（以下「吹抜き部分の床」という。）を除く。）から水平距離で一・五メートル以上離れた部分であること。

(3)　吹抜き部分の床若しくは昇降路に面する地面（人が立ち入らない構造となっているがけりの底部の地面を除く。以下この号において同じ。）と昇降路が接している部分又は昇降路とこれに面する吹抜き部分の床先若しくは地面との水平距離が一・五メートル以下の部分にあっては、次の(i)又は(ii)のいずれかに適合しているものであること。

(i)　昇降路の周囲に柵、水面等を設け昇降路から水平距離で一・五メートル以下の部分に人が立ち入らない構造とし、かつ、昇降路に吹抜き部分の床又は地面から一・八メートル以上の高さの壁又は囲いを設けていること。

(ii)　昇降路に吹抜き部分の床又は地面から二・四メートル以上の高さの壁を設けていること。

ロ　昇降路は、平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号第二号から第十一号までに定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとすること。

三　機械室を有しないエレベーター　令第百二十九条の六、第百二十九条の七第二号から第五号まで、第百二十九条の八第二項第二号並びに第百二十九条の十第三項及び第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあっては令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあっては令第百二十九条の七第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

イ　昇降路は、平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号に定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとすること。この場合において、同告示第一号中「機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲」とあるのは「換気上有効な開口部」と読み替えるものとする。

ロ　駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）を設ける場所には、換気上有効な開口部、換気設備又は空気調和設備を設けること。ただし、機器の発熱により駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏七度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合においては、この限りでない。

ハ　駆動装置等は、その設置する部分を除き、かご、釣合おもりその他の昇降する部分が触れるおそれのないように設けること。

ニ　駆動装置等から昇降路の壁又は囲いまでの水平距離は、保守点検に必要な範囲において五十センチメートル以上とすること。

ホ　制御器を昇降路内に設けるものにあっては、非常の場合に昇降路外において、かごを制御することができる装置を設けること。

ヘ　駆動装置等を昇降路の底部に設けるものにあっては、ホに掲げる装置のほか、保守点検を安全に行うことができるよう次に掲げる装置を設け、かつ、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合においても駆動装置等に触れるおそれのないものとすること。ただし、高さが一メートル以上の退避上有効な空間が確保されたものにあっては、(3)に掲げる装置を設けないこととすることができる。

(1)　昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置

(2)　昇降路内において、機械的にかごの降下を停止することができる装置

(3)　非常の場合に昇降路内において、動力を切ることにより、かごの降下を停止することができる装置

四　昇降行程が七メートル以下の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター　令第百二十九条の六、第百二十九条の七、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の九、第百二十九条の十第三項第一号、第三号及び第四号並びに同条第四項の規定によること。ただし、第一号に適合するものにあっては令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあっては令第百二十九条の七第一号の規定、第三号に適合するものにあっては令第百二十九条の七第一号及び第二号の規定、第六号に適合するものにあっては令第百二十九条の九の規定、第六号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

五　かごの定格速度が二百四十メートル以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター　令第百二十九条の六、第百二十九条の七、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の九、第百二十九条の十第三項第一号、第三号及び第四号並びに同条第四項の規定によるほか、平成二十年国土交通省告示第千五百三十六号に規定する地震時等管制運転装置を設けること。この場合において、次の表の上欄に掲げるかごの定格速度の区分に応じて、同告示第二第三号ロの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、第一号に適合するものにあっては令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあっては令第百二十九条の七第一号及び第百二十九条の九の規定は、それぞれ適用しない。

二百四十メートル以上二百八十メートル未満の場合	検知後十秒	検知後十五秒
	かごを十秒以内	かごを十五秒以内
二百八十メートル以上、六百メートル未満の場合	検知後十秒	検知後十五秒
	かごを十秒以内	かごを十五秒以内
	四十二メートル	五十メートル
六百メートル以上の場合	検知後十秒	検知後二十秒
	かごを十秒以内	かごを二十秒以内
	四十二メートル	五十メートル

六　かごが住戸内のみを昇降する昇降行程が十メートル以下のエレベーターで、かごの床面積が一・一平方メートル以下のもの　令第百二十九条の六、第百二十九条の七、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の九、第百二十九条の十第三項第一号から第三号まで及び第四号ロ並びに同条第四項の規定によること。ただし、第一号に適合するものにあっては令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあっては令第百二十九条の七第一号及び第百二十九条の九の規定、第四号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第二号の規定は、それぞれ適用しない。

七　自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないもの　令第百二十九条の六第二号及び第五号、第百二十九条の七第一号から第三号まで及び第五号、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の九、第百二十九条の十第三項第一号から第三号まで並びに同条第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ　かごは、次に定める構造とすること。

(1)　出入口の部分を除き、高さ一・四メートル以上の壁又は囲いを設けること。

(2)　車止めを設けること。

(3)　かご内に操作盤（動力を切る装置を除く。）を設ける場合にあっては、当該操作盤は自動車の運転席から自動車の外に出ることなく操作ができる場所に設けること。

(4)　平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一第七号及び第八号に定める構造方法を用いるものであって、同告示第二第二号及び第五号から第七号までに定める基準に適合するものとすること。

ロ　昇降路は、かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとすること。

ハ　自動車がかご内の通常の停止位置以外の場所にある場合にかごを昇降させることができない装置を設けること。